

**令和 3 年度決算に基づく  
健全化判断比率等審査意見書**

**合志市監査委員**

合監第 63 号の 4

令和 4 年 9 月 2 日

合志市長 荒木 義行 様

合志市監査委員 小山 法子

合志市監査委員 青木 照美

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

# 健全化判断比率審査意見

## 1 審査の概要

### (1) 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### (2) 審査の期間

令和4年8月23日から令和4年9月2日まで

### (3) 審査の方法

健全化判断比率審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係資料との照合その他必要と認める審査手続きにより実施した。

## 2 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認められる。本市における各比率及び早期健全化基準は次表のとおりである。

(単位：%)

健全化判断比率名	健全化判断比率				
	令和 3年度	令和 2年度	令和 元年度	平成 30年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	—	12.81
連結実質赤字比率	—	—	—	—	17.81
実質公債費比率	6.7	6.7	5.7	5.2	25.0
将来負担比率	—	—	—	—	350.0

注) 「—」は、記載すべき比率がなかったことを示す。

### (2) 個別意見

#### ①実質赤字比率について

この比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。一般会計に係る実質収支額が黒字となるため、記載すべき比率はなく、早期健全化基準の12.81%を下回っている。

注) 一般会計等とは、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計をいい、本市の場合は一般会計のみである。

## ②連結実質赤字比率について

この比率は、全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率である。一般会計、特別会計に係る実質収支額と公営企業会計の資金不足(剩余)額の合計である連結実質収支額が黒字となるため、記載すべき比率はなく、早期健全化基準の17.81%を下回っている。

注) 全会計とは、本市における一般会計、特別会計（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、工業団地整備事業）及び公営企業会計（水道事業、工業用水道事業、下水道事業）をいう。

## ③実質公債費比率について

この比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。令和3年度の実質公債費比率は6.7%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

## ④将来負担比率について

この比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。令和3年度の将来負担額は存在するものの、充当可能な財源等で補えるため、記載すべき比率はなく、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

# 資金不足比率審査意見

## 1 審査の概要

### (1) 審査の対象

令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### (2) 審査の期間

令和4年8月23日から令和4年9月2日まで

### (3) 審査の方法

資金不足比率審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係資料との照合その他必要と認める審査手続きにより実施した。

## 2 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された令和3年度決算に基づく資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、正確に作成されているものと認められる。本市における資金不足比率及び経営健全化基準は次表のとおりである。

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率		
	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	
工業団地整備事業特別会計	—	—	

注) 1. 「—」は、資金不足額が生じなかつたことを示す。

### (2) 個別意見

#### ①資金不足比率について

この比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。

#### ア 水道事業会計

資金不足額はないため、資金不足比率は算定されず、良好な状態にあると認められる。

**イ 工業用水道事業会計**

資金不足額はないため、資金不足比率は算定されず、良好な状態にあると認められる。

**ウ 下水道事業会計**

資金不足額はないため、資金不足比率は算定されず、良好な状態にあると認められる。

**エ 工業団地整備事業特別会計**

資金不足額はないため、資金不足比率は算定されず、良好な状態にあると認められる。